

住民基本台帳カードを利用した転出届

- この届出が出来るのは、転出される方の中に住基カードの交付を受けている方がいらっしゃる場合に限ります。(一時停止中の場合は受付できません)
- 住基カードを利用することにより、紙の転出証明書は不要になります。
ただし、すでに新住所地にお住まいになっている場合、転出されてから14日以内に、この届出書が当課に届いていないと、通常の転入届と同様に、紙の転出証明書が必要になります。(その際には返信用封筒の送付をお願いする場合があります)
- お持ちの住基カードは、新住所にて転入届を行う際に必ず必要となりますので、住基カードは郵送しないで下さい。
- 転入届の際には、世帯全員分の住基カードを持参して下さい。暗証番号入力も必要です。
写真無の住基カードの方は、運転免許証・パスポート等を持参することをお勧めします。

下記のとおり届出します。

神栖市長 あて

記 入 日	年 月 日	届出人氏名 (署名)		
転出(予定)年月日	年 月 日	連絡先	()	—

住 所	新			世 帯 主	新			
	旧	神栖市			旧			
フ リ ガ ナ		性 別	生 年 月 日					
氏	名		住 民 票 コ ー ド					
1			男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
2			男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
3			男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
4			男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
5			男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
世帯主 変更欄	世帯主が転出される場合で、2名以上が神栖市に残られる場合は、新しい 世帯主を1名お選びになり、右欄に記入して下さい。					新世帯主		

※ 昼間の連絡先を必ず記入してください。

※ 住民票コードは分かる方のみ記載して下さい。

※ 国民健康保険、国民年金、介護保険、税関係等で別途窓口に来ていただく必要がある場合もあります。

※ 顔写真付き住民基本台帳カードのコピーを同封してください。なお、住民基本台帳カードに顔写真がない場合は、運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書等のコピーを同封して下さい。

送付先 〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所 市民課